## 年金相談の時間延長と 休日相談実施のお知らせ

「ねんきん特別便」に関して、社会保険庁の『ねんきん特別便専用ダイヤル』に電話していただいても、なかなか繋がらない状況で、大変ご迷惑をおかけしております。

ただいま、岐阜県内の社会保険事務所や岐阜年金相談センターでは、おひとりでも多くの方からお問い合わせいただけるよう、6月まで下記のスケジュールにより、平日の年金相談窓口の時間延長と休日の年金相談窓口を開設することにしました。

また、電話による相談も『ねんきん特別便専用ダイヤル』と併せて『ねんきんダイヤル』もご利用ください。



〈問合先〉 岐阜南社会保険事務所 ☎273-6161

- ○平日の窓口相談時間 平日 午前8時30分~午後7時
- ○休日などの年金相談
  - ●実施日 5月3日(土)·10日(土)·11日(日)·24日(土)·25日(日)·31日(土) 6月14日(土)·21日(土)·22日(日)
  - ●受付時間 午前9時30分~午後4時
- □年金特別便専用ダイヤル ☎0570-058-555
  - ■ご利用時間 平日の月曜日~金曜日 午前9時~午後8時
- □**ねんきんダイヤル** ☎0570-058-1165
  - ■ご利用時間 平日の月曜日 午前8時30分~午後7時 平日の火曜日~金曜日 午前8時30分~午後5時15分

ご相談の際は、ご本人確認のため年金手帳や年金証書など、基礎年金番号がわかる書類をお持ちください。 また、代理の方が相談に来られるときには、委任状および相談者の身分証明書または運転免許証など が必要です。

「ねんきん特別便」に関する手続きで来所される場合は、「ねんきん特別便」を併せてお持ちください。



## 消·防·署 🐠





## ご自宅の消火器は 大丈夫ですか?

近年、防災意識の向上により多くの家庭で消火 器を購入されているように思います。

初期消火時に効果を発揮する消火器ですが、 一度購入した消火器は永久に使えるというわけで はありません。

数年前古くなった消火器を処分するため、容器 内の粉末消火薬剤を噴出させようとレバーを握った ところ、腐食した容器が破裂して男性に直撃し、 死亡するという痛ましい事件が起きました。 このような事故を防ぐために次のことを確認しましょう。

- 1 本体に記載されている有効期限を過ぎていませんか?
- 2 本体に錆、腐食、破損などはありませんか?
- 3 消火器を軒下や屋外に放置 していませんか? 事故を防ぐためには保管場所に注意して、有効 期限を過ぎたものは、自分で解体したり一般ゴミに は出さず、購入先などの専門業者に引き取りを依 頼してください。

また、錆や腐食が見られる消器のレバーは、事故の原因になるので、絶対に操作しないでください。

その他、ご不明な点があればお近くの消防署までお問い合わせください。